

一般社団法人 垂水区薬剤師会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第 3 条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会設立の趣旨に則り、公衆の厚生福祉の増進に寄与し、本会会員の団結を図り、親睦並びに福祉を増進させ、併せて薬剤師の倫理的及び学術的水準を高めるとともに、薬学及び薬業の進歩発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 薬剤師の職能の向上に関する事項
- (2) 公衆衛生の普及指導に関する事項
- (3) 薬事衛生の向上普及に関する事項
- (4) 薬剤師の社会貢献に関する事項
- (5) 社会保険に関する事項
- (6) 地域連携に関する事項
- (7) 保健、医療、介護及び福祉に関する事項
- (8) 学校保健に関する事項
- (9) 会員の文化の向上、相互扶助及び福祉増進に関する事項
- (10) 会員の福利厚生に関する事項
- (11) 薬剤師の就業促進に関する事項
- (12) 災害時における医薬品の備蓄、供給及び医療体制への協力に関する事項
- (13) 薬学の進歩の助成及び薬業の発達の促進に関する事項
- (14) 優良医薬品の普及及び流通の適正化に関する事項
- (15) 機関紙及び薬事関係図書刊行に関する事項
- (16) 薬事情報の収集及び伝達に関する事項
- (17) 学術大会、講演会、講習会、研修会等の開催に関する事項
- (18) 不動産、店舗設備及び什器備品の所有、賃貸、管理、売買及び駐車場の経営
- (19) その他目的達成に必要な事項